

宮城県総合周産期母子医療センター指定要綱

(趣旨)

第1 県は、地域周産期母子医療センター及び地域における周産期医療施設と連携を図り、合併症妊娠（重症妊娠高血圧症候群、切迫早産等）、胎児・新生児異常（超低出生体重児、先天異常児等）等母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等の周産期医療を提供することにより、周産期医療の充実・強化を図り、もって、胎児期から分娩、新生児期の一貫した周産期医療サービスを提供し、地域の周産期医療機関を機能的に支援する総合周産期母子医療センター（以下「総合周産期センター」という。）を指定することとし、その指定に関しては周産期医療の体制構築に係る指針（平成29年3月31日医政地発0331第3号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(指定)

第2 知事は、県における周産期医療システムの構築のため、別紙「宮城県総合周産期母子医療センター指定指針」（以下「指定指針」という。）に基づき総合周産期センターを指定する。

(指定の手順)

第3 総合周産期センターの指定を受けようとする医療機関の開設者は、別記様式第1号により知事に申請するものとする。

2 知事は、前項の申請を受けた場合は、指定指針に基づき審査を行い、審査の結果、総合周産期センターの機能等を有していると認められるときは指定するものとし、別記様式第2号により申請者あて通知するものとする。

(支援及び指導)

第4 総合周産期センターは、指定指針の定める機能、診療科目、設備等を満たさなくなった場合は、別記様式第3号により速やかに県に報告するものとし、当該報告を受けた県は、当該医療施設に対して適切な支援及び指導を行うものとする。

(指定の取消し)

第5 第4に定める県による支援及び指導が実施された後も総合周産期センターが改善しない場合は、知事は別記様式第4号により当該医療施設の総合周産期センターの指定を取り消すことができるものとする。

(その他)

第6 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 1 1 月 日から施行する。

別記様式第 1 号

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

開設者住所

(法人であるときは、主たる事務所の所在地)

開設者指名

(法人であるときは、名称並びに代表者の職名及び氏名)

総合周産期母子医療センターの指定について (申請)
標記の件について、下記のとおり申請します。

記

- 1 医療機関の名称
 - 2 医療機関の所在地
 - 3 診察科名 (標榜しているすべて)
 - 4 設備・病床数の状況
 - 5 職員の状況
 - 6 指定要件の具備状況 (別紙 2 のとおり)
 - 7 添付資料
 - (1) 建物平面図
 - (2) その他参考資料
- } (別紙 1 のとおり)

別紙 1

診療科目

<input type="checkbox"/> 産婦人科	<input type="checkbox"/> 小児科	<input type="checkbox"/> 麻酔科			
<input type="checkbox"/> 内科	<input type="checkbox"/> 呼吸器内科	<input type="checkbox"/> 循環器内科	<input type="checkbox"/> 消化器内科	<input type="checkbox"/> 腎臓内科	<input type="checkbox"/> 神経内科
<input type="checkbox"/> 糖尿病内科	<input type="checkbox"/> 血液内科	<input type="checkbox"/> 皮膚科	<input type="checkbox"/> アレルギー科	<input type="checkbox"/> リウマチ科	<input type="checkbox"/> 感染症内科
<input type="checkbox"/> 外科	<input type="checkbox"/> 心臓血管外科	<input type="checkbox"/> 脳神経外科	<input type="checkbox"/> 整形外科	<input type="checkbox"/> 小児外科	<input type="checkbox"/> 放射線科
<input type="checkbox"/> 病理診断科	<input type="checkbox"/> 臨床検査科	<input type="checkbox"/> 救急科	<input type="checkbox"/> その他 ()

設備・病床数の状況

項 目		数 量	摘 要
M F I C U		病床数	床
	分娩監視装置		うち加算対象 床
	呼吸循環監視装置		台
	超音波診断装置 (カソードプラー機能付き)		台
	その他母体・胎児集中治療に必要な設備		
N I C U		病床数	床
	新生児用呼吸循環監視装置		うち加算対象 床
	新生児用人工換気装置		台
	超音波診断装置 (カソードプラー機能付き)		台
	新生児搬送用保育器		台
	その他新生児集中治療に必要な設備		
M F I C U の後方病室 (一般産科病床等)		病床数	床
G C U		病床数	床
新生児と家族の愛着形成を支援するための設備		有 ・ 無	
ドクターカー			台
検査機能 ※ 常時対 応の可否	血液一般検査	可 ・ 否	
	血液凝固系検査	可 ・ 否	
	生化学一般検査	可 ・ 否	

	血液ガス検査	可 ・ 否	
	輸血用検査	可 ・ 否	
	エックス線検査	可 ・ 否	
	超音波診断装置による検査 (カドトッ プラ機能付き)	可 ・ 否	
	分娩監視装置による連続的な監視	可 ・ 否	

職員の状況

項 目	人 数	摘 要
M F I C U		
産科医	名	
看護師	名	
助産師	名	
N I C U		
小児科医 (新生児医療担当)	名	
看護師	名	
臨床心理士等の臨床心理技術者	名	病院内 名
G C U		
看護師	名	
分娩室 (病棟とは独立して勤務している者。ただし MFICU 兼務を含む。)		
助産師	名	
看護師	名	
麻酔科医	名	病院内 名
N I C U 入院時支援コーディネーター	有 ・ 無	

別紙 2

指定要件の具備状況

1 機能

具備状況を○×で記入してください。

要 件	具備状況		備考
	必須要件	努力規定	
相当規模のMFICUを含む産科病棟及びNICUを含む新生児病棟			
常時の母体及び新生児搬送受入体制			
合併症妊娠（重症妊娠高血圧症，切迫早産等），胎児・新生児異常（超低出生体重児，先天異常児等）等母体又は児におけるリスクの高い妊婦に対する医療，高度な新生児医療等の周産期医療を行う。			
必要に応じ当該施設の関係診療科又は他の施設と連携し，産科合併症以外の合併症（脳血管障害，心疾患，敗血症，外傷，精神疾患等）を有する母体に対応できる。			
地域周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設との連携			

2 整備内容

原則として三次医療圏に1施設（複数設置する場合は，搬送コーディネーター設置等により，母体及び新生児の円滑な搬送及び受け入れに留意する。）			
産科及び新生児医療を専門とする小児科（MFICU及びNICUを有するものに限る）			
麻酔科その他関連診療科を有する。			
当該施設の関係診療科と日頃から緊密な連携			
MFICU	分娩監視装置		
	呼吸循環監視装置		
	超音波診断装置（カラードップラー機能付き）		
	その他母体・胎児集中治療に必要な設備		
NICU	新生児用呼吸循環監視装置		
	新生児用人工換気装置		
	超音波診断装置（カラードップラー機能付き）		
	新生児搬送用保育器		
	その他新生児集中治療に必要な設備		
GCU	NICUから退出した児並びに輸液，酸素投与等の処置及び心拍呼吸監視装置の使用を必要とする新生児の治療に必要な設備		
新生児と家族の愛着形成を支援するための設備			
ドクターカー			
血液一般検査，血液凝固系検査，生化学一般検査，血液ガス検査，輸血用検査，エックス線検査，超音波診断装置（カラードップラー機能を有するものに限る。）による検査及び分娩監視装置による連続的な監視が常時可能			

3 病床数

要件	具備状況		備考
	必須要件	努力規定	
MFICUの病床数が6床以上			
NICUの病床数が9床以上			
NICUの病床数が12床以上			
MFICUの後方病床（一般産科病床等）がMFICUの2倍以上			
GCUがNICUの2倍以上			

4 職員

MFICU	24時間体制で産科を担当する複数の医師が勤務している。 MFICUの全病床を通じて常時3床に1名の助産師又は看護師が勤務している。			
NICU	24時間体制で新生児医療を担当する医師が勤務している。 NICUの病床数が16床以上である場合は、24時間体制で新生児医療を担当する複数の医師が勤務している。 常時3床に1名の看護師が勤務している。 臨床心理士等の臨床心理技術者を配置している。			
GCU	常時6床に1名の看護師が勤務している。			
分娩室	助産師及び看護師が病棟とは独立して勤務している。			
麻酔科医の配置				
NICU入院児支援コーディネーターの配置				

5 連携機能

地域周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設等との連携（オープンシステム・セミオープンシステム等の活用、救急搬送の受入れ、合同症例検討会の開催等）			
---	--	--	--

6 災害対策

業務継続計画の策定			
通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の備蓄燃料を確保しておくこと。			
災害時に少なくとも3日分の病院の機能を維持するための水を確保すること。			

別記様式第 2 号

番 号
年 月 日

殿

宮城県知事

総合周産期母子医療センターの指定について（通知）

年 月 日付け 第 号により申請のありましたこのことについて、宮城県総合周産期母子医療センター指定要綱第 3 に基づき、下記のとおり指定します。

記

- 1 指定医療機関名
- 2 指 定 年 月 日 年 月 日
- 3 そ の 他 指定要件を満たさなくなった場合は、速やかに届けること。

別記様式第 3 号

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

開設者住所

(法人であるときは、主たる事務所の所在地)

開設者指名

(法人であるときは、名称並びに代表者の職名及び氏名)

総合周産期母子医療センターの現況について (報告)

年 月 日付けで指定されたこのことについて、宮城県総合周産期母子医療センター指
定要綱第 4 に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 医療機関の名称
 - 2 医療機関の所在地
 - 3 診察科名 (標榜しているすべて)
 - 4 設備・病床数の状況
 - 5 職員の状況
 - 6 指定要件の具備状況 (別紙 2 のとおり)
 - 7 今後の整備・確保の見込み等
- } (別紙 1 のとおり)

別記様式第 4 号

番 号
年 月 日

殿

宮城県知事

総合周産期母子医療センターの指定について（通知）

年 月 日付け 第 号による宮城県総合周産期母子医療センターの指定は、宮城県総合周産期母子医療センター指定要綱第 5 に基づき、下記のとおり取り消したので通知します。

記

1 医療機関名

2 取消年月日 年 月 日

3 取消理由

別紙

宮城県総合周産期母子医療センター指定指針

この指針は、宮城県総合周産期母子医療センター指定要綱（令和2年11月____日施行）第2の規定に基づき、総合周産期母子医療センターの認定に関し必要な事項を定める。

宮城県総合周産期母子医療センターは、次の1～7の要件を具備したものとする。

1 機能

- (1) 総合周産期母子医療センターとは、相当規模の母体・胎児集中治療管理室（以下「MFICU」という。）を含む産科病棟及び新生児集中治療管理室（以下「NICU」という。）を含む新生児病棟を備え、常時の母体及び新生児搬送受入体制を有し、合併症妊娠（重症妊娠高血圧症候群、切迫早産等）、胎児・新生児異常（超低出生体重児、先天異常児等）等母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等の周産期医療を行うことができるとともに、必要に応じて当該施設の関係診療科又は他の施設と連携し、産科合併症以外の合併症（脳血管障害、心疾患、敗血症、外傷、精神疾患等）を有する母体に対応することができる医療施設であること。
- (2) 総合周産期母子医療センターは、その他の地域における周産期医療に関連する病院、診療所及び助産所（以下「地域周産期医療関連施設」という。）等からの救急搬送を受け入れるなど、周産期医療体制の中核として地域周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設等との連携を図るものとする。

2 整備内容

(1) 施設数

総合周産期母子医療センターは、原則として、三次医療圏に1施設とする。なお、複数設置する場合は、周産期医療情報センター等に母体搬送及び新生児搬送の調整等を行う搬送コーディネーターを配置する等により、母体及び新生児の円滑な搬送及び受入に留意する。

(2) 診療科目

総合周産期母子医療センターは、産科及び新生児医療を専門とする小児科（MFICU及びNICUを有するものに限る。）、麻酔科その他の関係診療科を有するものとする。

(3) 関係診療科との連携

総合周産期母子医療センターは、当該施設の関係診療科と日頃から緊密な連携を図るものとする。

(4) 設備等

総合周産期母子医療センターは、次に掲げる設備等を備えるものとする。

イ MFICU

- (イ) 分娩監視装置
- (ロ) 呼吸循環監視装置
- (ハ) 超音波診断装置（カラードップラー機能を有するものに限る。）
- (ニ) その他母体・胎児集中治療に必要な設備
- (ホ) MFICUは、必要に応じ個室とすること。

ロ NICU

- (イ) 新生児用呼吸循環監視装置

- (ロ) 新生児用人工換気装置
- (ハ) 超音波診断装置（カラードップラー機能を有するものに限る。）
- (ニ) 新生児搬送用保育器
- (ホ) その他新生児集中治療に必要な設備

ハ NICUに併設された回復期治療室（以下「GCU」という。）

NICUから退出した児並びに輸液、酸素投与等の処置及び心拍呼吸監視装置の使用を必要とする新生児の治療に必要な設備を備えるものとする。

ニ 新生児と家族の愛着形成を支援するための設備

新生児と家族の愛着形成を支援するため、長期間入院する新生児を家族が安心して見守れるよう、NICU、GCU等への入室面会及び母乳保育を行うための設備、家族宿泊設備等を備えることが望ましい。

ホ ドクターカー

医師の監視の下に母体又は新生児を搬送するために必要な患者監視装置、人工呼吸器等の医療機器を搭載した周産期医療に利用し得るドクターカーを必要に応じ整備するものとする。

ヘ 検査機能

血液一般検査、血液凝固系検査、生化学一般検査、血液ガス検査、輸血用検査、エックス線検査、超音波診断装置（カラードップラー機能を有するものに限る。）による検査及び分娩監視装置による連続的な監視が常時可能であるものとする。

3 病床数

- (1) MFICU及びNICUの病床数は、当該施設の過去の患者受入実績やカバーする周産期医療圏の人口等に応じ、総合周産期母子医療センターとしての医療の質を確保するために適切な病床数とすることを基本とし、MFICUの病床数は6床以上、NICUの病床数は9床以上（12床以上とすることが望ましい。）とする。

なお、両室の病床数については、以下のとおり取り扱うものとする。

- イ MFICUの病床数は、これと同等の機能を有する陣痛室の病床を含めて算定して差し支えない。

ただし、この場合においては、陣痛室以外のMFICUの病床数は6床を下回ることができない。

- ロ NICUの病床数は、新生児用人工換気装置を有する病床について算定するものとする。

- (2) MFICUの後方病室（一般産科病床等）は、MFICUの2倍以上の病床数を有することが望ましい。

- (3) GCUは、NICUの2倍以上の病床数を有することが望ましい。

4 職員

総合周産期母子医療センターは、次に掲げる職員をはじめとして適切な勤務体制を維持する上で必要な数の職員の確保に努めるものとする。なお、総合周産期母子医療センターが必要な数の職員を確保できない場合には、県は、当該医療施設に対する適切な支援及び指導を行うものとする。

(1) MFICU

- イ 24時間体制で産科を担当する複数（病床数が6床以下であっては別途オンコールによる対応ができる者が確保されている場合にあっては1名）の医師が勤務していること。

- ロ MFICUの全病床を通じて常時3床に1名の助産師又は看護師が勤務していること。

(2) NICU

イ 24時間体制で新生児医療を担当する医師が勤務していること。なお、NICUの病床数が16床以上である場合は、24時間体制で新生児医療を担当する複数の医師が勤務していることが望ましい。

ロ 常時3床に1名の看護師が勤務していること。

ハ 臨床心理士等の臨床心理技術者を配置すること。

(3) GCU

常時6床に1名の看護師が勤務していること。

(4) 分娩室

原則として、助産師及び看護師が病棟とは独立して勤務していること。ただし、MFICUの勤務を兼ねることは差し支えない。

(5) 麻酔科医

麻酔科医を配置すること。

(6) NICU入院児支援コーディネーター

NICU、GCU等に長期入院している児童について、その状態に応じた望ましい療育・療養環境への円滑な移行を図るため、新生児医療、地域の医療施設、訪問看護ステーション、療育施設・福祉施設、在宅医療・福祉サービス等に精通した看護師、社会福祉士等を次に掲げる業務を行うNICU入院児支援コーディネーターとして配置することが望ましい。

イ NICU、GCU等の長期入院児の状況把握

ロ 望ましい移行先（他医療施設、療育施設・福祉施設、在宅等）との連携及び調整

ハ 在宅等への移行に際する個々の家族のニーズに合わせた支援プログラムの作成並びに医療的・福祉的環境の調整及び支援

ニ その他望ましい療育・療養環境への移行に必要な事項

5 連携機能

総合周産期母子医療センターは、オープンシステム・セミオープンシステム等の活用、救急搬送の受入れ、合同症例検討会の開催等により、地域周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設等と連携を図るものとする。

6 災害対応

総合周産期母子医療センターは、災害時を見据えて、下記の対策を行うこと。

(1) 被災後、早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画を策定していること。なお、自都道府県のみならず近隣都道府県の被災時においても、災害時小児周産期リエゾン等を介して物資や人員の支援を積極的に担うこと。

(2) 通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の備蓄燃料を確保しておくこと。なお、自家発電機等の燃料として都市ガスを使用する場合は、非常時に切替え可能な他の電力系統等を有しておくこと。また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくこと。なお、自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考にして検討することが望ましい。

- (3) 災害時に少なくとも 3 日分の病院の機能を維持するための水を確保すること。具体的には、少なくとも 3 日分の容量の受水槽を保有しておくこと又は停電時にも使用可能な地下水利用のための設備（井戸設備を含む）を整備しておくことが望ましいこと。ただし、必要に応じて優先的な給水協定の締結等により必要な水を確保することについても差し支えないものとする。